

## 第7章 河川空間の利用状況

### 7-1 河川敷等の利用の状況

矢作川において、河川環境の保全と創造についての指針を示し、適正な管理に資するため、建設省(現在の国土交通省)、長野県、岐阜県、愛知県により「矢作川水系河川環境管理基本計画」のうち「河川空間管理計画」が平成2年3月に策定された。

「矢作川水系河川空間管理計画」では、河川空間を以下のように区分している。このうち、自然利用ゾーンは河川特有の自然環境や景観を活用する空間であり、整備ゾーンは各種レクリエーションやスポーツ活動等に利用できる場を整備する空間である。

その他、広い河川敷で砂州や水とふれあい、砂の創作活動を通じて人と人が連帯感を育む空間としてのアースワークゾーンが矢作橋周辺の右岸側に設定されており、岡崎城周辺の歴史的遺産と一体となった整備を行う歴史・景観ゾーンが乙川に設定されている。

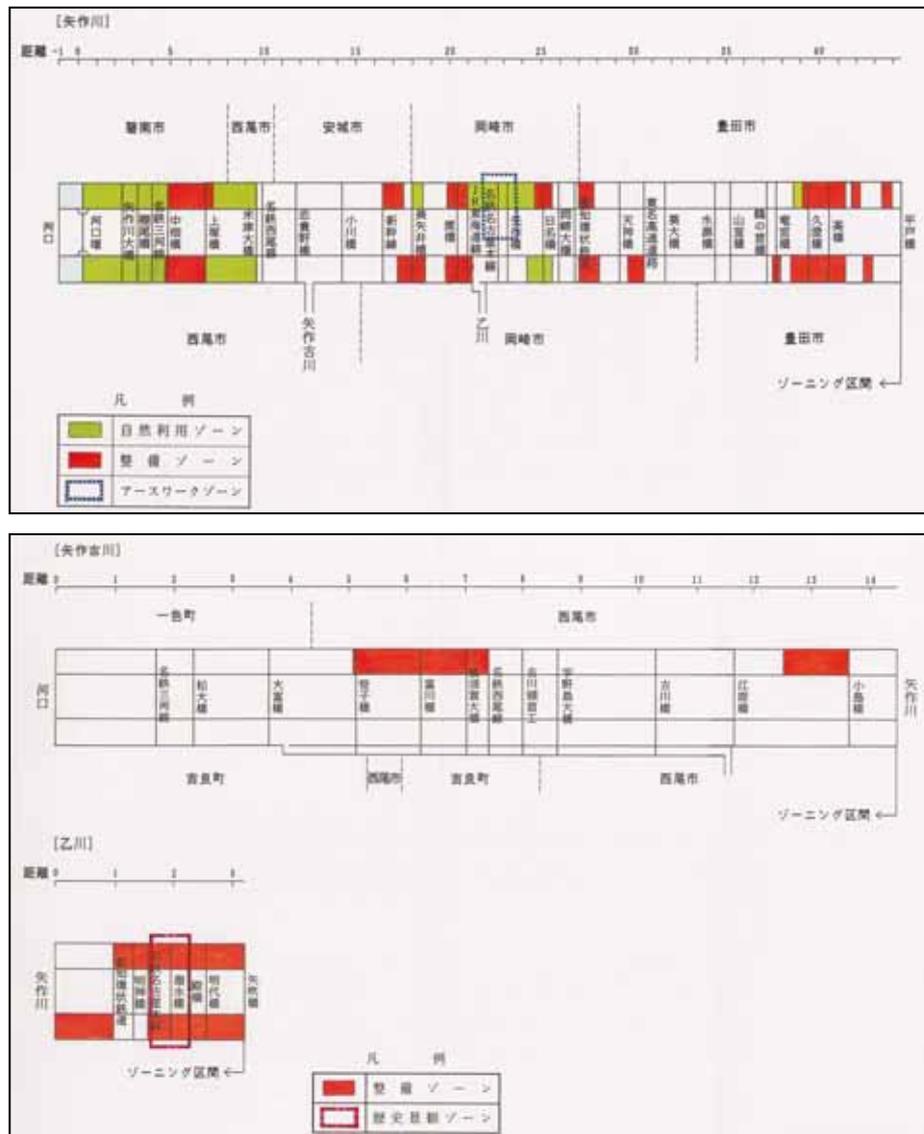


図 7-1 直轄区間の空間配置計画 (ゾーニング)

現在、矢作川の高水敷には整備ゾーンを中心に公園、グラウンド等の 21 の施設が整備されており、各種スポーツ、レクリエーション等に利用されている。

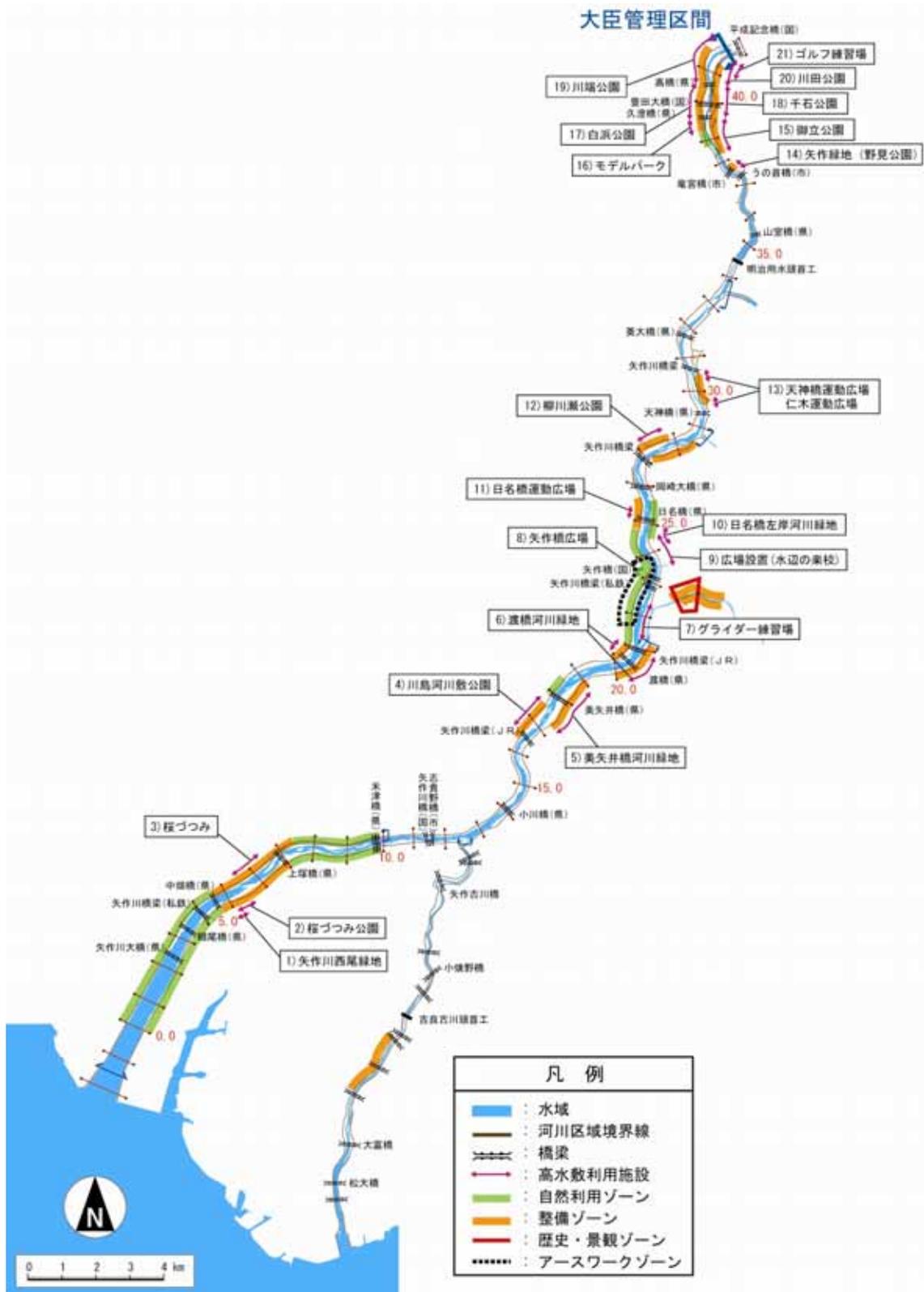


図 7-2 河川(高水敷)利用施設位置と空間配置計画(ゾーニング)

鵜の首橋より上流の整備ゾーンには、広い高水敷に公園や運動施設等が多く整備されており、スポーツや水遊び、散策、レクリエーションなどに利用されている。

特に白浜公園は、豊田市の中心部に位置する大きなスポーツ公園であり、ゲートボール場、野球場、芝生広場を備えている。また、平成13年には隣接して豊田スタジアムが完成した。

碧南市、西尾市付近の整備ゾーンでは、広い高水敷を利用した野球場、サッカー場、テニスコート等のスポーツ施設に加えて、矢作川西尾緑地などでは堤防上に桜つつみが整備されており、花見に利用されている。



白浜公園（豊田市）



矢作川西尾緑地（西尾市）



地元中学校では学習の一環として、毎年5月頃にアースワークに取り組んでいる。

矢作橋周辺の右岸側には広い砂州が形成されており、矢作川の砂と広い河原を利用した水と砂の創作活動（アースワーク）を通じて人と人との連帯感を育む空間となっている。

また、乙川では岡崎城周辺の歴史的遺産や景観と調和した桜並木や川の中の噴水等の河川整備が進められており、市民に親しまれている。

## 7-2 河川の利用状況

矢作川（ダム区間を除く直轄管理区間）の年間利用者総数（推計）は約 270 万人である。

利用形態別では散策等が 58%と最も多く、次いでスポーツが 32%、水遊びが 8%となっている。利用場所別には、高水敷が 78%、次いで堤防が 11%、水際が 7%、水面が 4%となっている。

スポーツでは「矢作川西尾緑地」、「美矢井橋河川緑地」、「渡橋河川緑地」、「天神橋運動広場」、「白浜公園」、「川端公園」がよく利用され、小学生のサッカー大会やソフトボール大会が各地で開催されている。水遊びでは、河口付近での潮干狩りや水上スポーツ等があげられる。また、豊田市では5月中旬に「矢作川<sup>いかだくだ</sup>筏下り大会」が開かれ、参加した市民らが、100 艇余りの手作りのいかだで、約 2 時間かけて 5km の川下りを楽しむ。



矢作川筏下り大会（豊田市）

表 7-1 矢作川（直轄管理区間）の河川空間利用状況（平成 15 年度）

利用形態別（万人）		利用場所別（万人）	
スポーツ	90	水面	10
釣り	10	水際	20
水遊び	20	高水敷	210
散策等	150	堤防	30
合計	270	合計	270

利用形態別	利用場所別
<p>利用形態別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>散策等 58%</li> <li>スポーツ 32%</li> <li>水遊び 8%</li> <li>釣り 2%</li> </ul>	<p>利用場所別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高水敷 78%</li> <li>堤防 11%</li> <li>水際 7%</li> <li>水面 4%</li> </ul>

数値は年間推計値

出典：「河川水辺の国勢調査（河川空間利用実態調査）」

また、上流域ではアマゴ釣り、中流域ではアユ釣りなどの遊魚利用が盛んであり、矢作川流域の観光資源となっている。これらの観光資源は、矢作川漁業協同組合等による放流事業や遡上調査、やなの管理運営等により支えられている。

なお、矢作川に係る漁業協同組合、内水面漁業協同組合と漁業権の設定状況は、以下の通りである。

表 7-4 矢作川本川に設定されている漁業権

漁業権番号	漁業権者及び共有者 または入漁業者	漁業種類	漁業名称または対象魚種	管理区間
共第 85 号	西三河漁業協同組合	第 2 種共同漁業	建切飛ばせ網漁業	西尾市西奥田町地先
共第 86 号	西三河漁業協同組合 (衣崎漁業協同組合) (吉田漁業協同組合)	第 1 種共同漁業	あさり、はまぐり、ばかがい、はいがい、さるぼう、かき、にし、つめたがい、おおのがい、ばい、みるくい、たいらぎ、しじみ、しおふき、おごのり、あおのり、わかめ、なまこ、えむし	西尾市、 幡豆郡一色町、 吉良町地先
		第 2 種共同漁業	角建網漁業、いそ建網漁業	
内共 14 号	矢作川漁業協同組合		あゆ、あまご(あめのうお)、こい、ふな、おいかわ(しらはえ)、うぐい、うなぎ	矢作川上流旭町寿橋より上流岡崎市天神橋までの 48km 区間

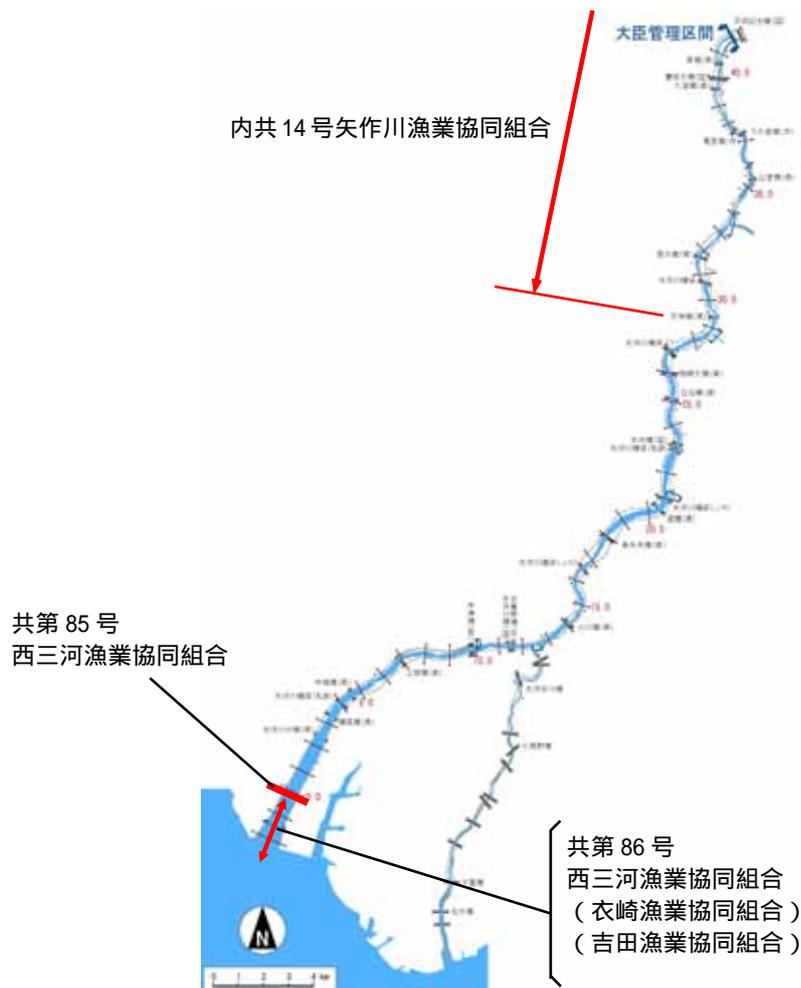


図 7-3 漁業権設定位置図